平成２２年（フ）第６０７号
岐阜市鷺山東２丁目７番25―101号第２森ビル
債務者　森　美和子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４２号
静岡県賀茂郡南伊豆町一色239番地
債務者　土屋祐一郎
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第１０１号
三重県名張市すずらん台西３番町220番地
債務者　永田　理香
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第２８５号
滋賀県大津市末広町４番32号、申立時の住所滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘２丁目８番地13
債務者　鷺　　孝美
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９１号
大津市朝日が丘２丁目３番18―203号
債務者　西川　隆志
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９３号
大津市黒津２丁目９番５号
債務者　濵本　正則
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９４号
大津市黒津２丁目９番５号
債務者　濵本　恒徳
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９５号
大津市石山寺５丁目７番９号
債務者　本田富士夫
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０５号
大津市石居３丁目２番17号
債務者　鵜野　輝代
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０６号
大津市桜野町２丁目14番26号
債務者　広田　亮子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１０号
大津市大江３丁目30番30号、前住所大津市大江８丁目164番地の８
債務者　管　　康良
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１１号
大津市大江３丁目30番30号、前住所大津市大江８丁目164番地の８
債務者　管　智恵子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１２号
滋賀県草津市追分町124番地４　草津ロイヤルマンション223号、前住所滋賀県湖南市下田4167番地２
債務者　森山　　晃
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２１号
滋賀県守山市勝部１丁目３番17―101号
債務者　武田ルイスこと　ＲＩＶＡＤＥＮＥＹＲＡ　ＴＡＫＥＤＡ　ＬＵＩＳ　ＥＤＵＡＲＤＯ
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２８号
大津市大平１丁目５番28―204号
債務者　阿部　千里
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３１号
滋賀県守山市水保町1394番地　セザール琵琶湖大橋1003号
債務者　小林　良子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３３号
滋賀県草津市野路５丁目20番４号
債務者　古川美津子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大津地方裁判所民事部